各戸検針及び各戸徴収契約適用チェックシート（事前調整）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ― | **事前調整日** | **年　　月　　日** |
| 共同住宅等所在地 |  |
| 共同住宅等名称 | （　　新設　・　既設　　） |
| 共同住宅等概要 | 建物入口オートロック | 有　・　無 | パイプシャフトへの施錠 | 有　・　無 |
| 種　別 | 住　宅 | 非住居部分 | 共　用　栓　等 |
| 戸　数 | 戸 | 室 | 個 |
| 各戸ﾒｰﾀｰ数合計 | 個 | 個 | 個 |
| 検針方式 | 現在　※既設の場合のみ | 遠隔式　　・　　普通式 連合式　　・　　連合式(旧特殊集団住宅) |
| 契約締結後の検針方式 | 遠隔式　　・　　普通式 |
| 調整時記入欄 | 入居予定日※新設の場合 | 年　　月　　日 |
| 定期検針日※既設の場合 | 甲地区(偶数月)　・　乙地区(奇数月)　　　　日 |
| 事前調整者 | 下記項目について、同意します。□所有者　　　□建築会社　　　□指定給水工事事業者　　　□管理不動産住　　所：氏　　名：　　　　　　　　　　　　　　　　印　　(担当者名：　　　　　　 　)電　　話： |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 事　項 |
| 共通項目 | ○申請及び契約等は、所有者名義で行うこと。 |
| ○給水装置設置申請書を提出すること。○各戸メーターの口径・個数に応じた加入金（既設特殊集団住宅は除く）を納付すること。○設計審査手数料及び工事検査手数料の納付をすること。 |
| ○受水槽及び配管設備等の維持管理並びに水質の管理をすること。 |
| ○各方式の子メーター設置基準（別紙参照）に適合すること。○適合するために、必要な修繕は所有者等負担で行うこと。○全ての水栓（共用栓及び散水栓を含む。）は、子メーターを通過させること。※タンクの上り下りに水栓を設置する場合は、子メーターを取り付ける必要があります。 |
| ○以下のことについて、全居住者の同意を得ること。①検針等業務の際に、上下水道部職員又は上下水道部委託業者が建物内へ立ち入ること。②検針等業務を実施するために、上下水道部が所有者より暗証番号又は施錠鍵の貸与を受けること。③検針等業務が容易に行えるよう、メーター周り及びパイプスペース内に荷物等を置かないこと。④水道料金等は、原則、口座振替で納入すること。※既設の場合は、修繕費等が発生する前段階で居住者等から同意を得ておくことが好ましい。 |
| ○所有者又は管理責任者の変更があった場合は、上下水道部へ届け出ること。 |
| ○メーター取替は、事故が発生しないよう細心の注意は払い行うこと。また、受水槽・高架水槽のバルブを閉める等、事故の拡大を防止する措置を講じること。 |
| ○差水量（親メーター）は、所有者等が負担すること。※差水量（親メーターの使用水量－子メーターの合計使用水量）が子メーターの合計使用水量の８％を超えた場合は、超えた水量をもって水道料金等を算定します。※全ての水栓（共用栓又は散水栓を含む）が子メーターを通過していない場合又は親子メーター間で漏水が発生した場合は、差水量をもって水道料金等を算定します。※子メーターの合計使用水量が親メーターの使用水量を超えた場合は、還付しません。 |
| 努力義務 | ○水道料金等の滞納が発生しないように以下の事項に努めること。①入居に関する契約書等において、以下に掲げる事項について規定すること。　　（1）水道料金等は、原則、口座振替により納付すること。　　（2）転居の場合は、閉栓時までに発生した水道料金等を速やかに納付すること。　　（3）水道料金等を滞納している居住者等に関する名義、連絡先及び転居先住所等の情報を浦添市上下水道部へ提供すること。②居住者等が水道料金を納付しない場合は、所有者又は管理責任者は居住者等と連帯して未納の水道料金等を精算すること。 |
| 個別項目 | ≪新設の場合≫○住宅戸数が4戸以上あること。○店舗又は事務所が併設されている場合は、住宅戸数が6割以上あること。 |
| ≪オートロック式建物又パイプシャフトの扉へ施錠する場合≫○暗証番号を上下水道部へ教示すること。○解錠鍵（遠隔式の場合は1本、普通式の場合は2本）を上下水道部へ貸与すること。※オートロック式（鍵式）の既設特殊集団住宅で、普通式を希望する場合は、既に解除鍵１本を上下水道部へ貸与しているため、追加で１本の解錠鍵を貸与すること。○エレベーターの使用に、暗証番号（施錠鍵）が設定されている（必要な）場合は、暗証番号（施錠鍵）を上下水道部へ教示（貸与）すること。 |
| ≪普通式を希望する場合≫○水道メーターの初回設置は、所有者負担で実施すること。○所有者等は、水道メーターを亡失又は損傷させた場合は、その損害を弁償すること。※検針・メーター開閉栓・メーター定期取替時には、作業員が当該メーターの設置個所（パイプスペース等）まで立ち入ります。※遠隔式から普通式へ変更する場合は、定期検針の前後一週間以外の日に実施すること。※水道メーター有効期限（８年間）満期前には、上下水道部負担で定期取替します。※上下水道部負担による定期取替前には、配管設備及び受水槽・高架水槽のバルブに腐食等が無いかを確認し、腐食等がある場合は所有者負担により修繕すること。※上下水道部負担による定期取替時には、所有者又は管理責任者が立ち会うこと。 |
| ≪遠隔式を希望する場合≫○遠隔指示式メーター及び集中検針盤は、所有者等負担で購入・設置すること。○遠隔指示式メーター及び集中検針盤の破損、故障又は不鮮明が生じないよう管理すること。○メーターの有効期限（８年間）満期前には、所有者負担で定期取替すること。※定期取替を実施しない場合は、各戸検針及び各戸徴収契約を解除し、連合用とします。※取替を実施した場合は、速やかに上下水道部へ取替時の指示数等を報告すること。※検針は、集中検針システムにて、上下水道部委託業者が実施します。※メーター開閉栓時には、作業員が当該メーターの設置個所（パイプスペース等）まで立ち入ります。 |

**※所有者以外の方が事前調整を行った場合は、このチェックシートの写しを所有者へ渡して下さい。**